

## 飼い猫の飼養者の配慮

第 15 条 飼い猫の飼養者は、その飼い猫を適切に管理し、周辺の生活環境を損なうことのないように努めなければならない。

2 市長は、飼い猫が周辺の生活環境を損なうと認めるときは、当該飼養者に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。

（解説）

1. 本条第 1 項は、良好な生活環境を確保するため、周辺の生活環境を損なうことのない飼い猫の飼養について努力義務を規定したものである。
2. 本条第 2 項は、飼い猫が周辺の生活環境を損なうときは、当該飼い猫の飼養者に対し、周辺の生活環境への配慮についての指導又は勧告することができることを規定したものである。
3. 飼い猫の飼養に関する規定のある法令としては、「動物の愛護及び管理に関する法律」第 25 条（多数の動物の飼養に起因した騒音、悪臭等により周辺の生活環境が損なわれる事態への改善命令等）等があり、罰則が適用される場合がある。
4. 家庭動物の飼養及び保管に関する基準（平成 19 年 11 月 12 日環境省告示第 104 号）第 5 2. において、「ねこの所有者等は、疾病の感染防止、不慮の事故防止等ねこの健康及び安全の保持並びに周辺環境の保全の観点から、当該ねこの屋内飼養に努めること。屋内飼養以外の方法により飼養する場合にあっては、屋外での疾病の感染防止、不慮の事故防止等ねこの健康及び安全の保持を図るとともに、頻繁な鳴き声等の騒音又はふん尿の放置等により周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼすことのないように努めること。」と規定しており、それを受けての努力規定である。
5. 努力規定としたのは、猫は、自由に家の内外を出入りさせる飼い方が通念となっているためである。